（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	五百十六億円
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	二百九十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百十五回）	二・二％	平成四十一年十二月二十日	四十億円
利付国庫債券（二十年）（第百十六回）	二・二％	平成四十二年三月二十日	二十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百十七回）	二・一％	平成四十二年三月二十日	十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十四回）	二・〇％	平成四十二年十二月二十日	二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	百二十九億円
利付国庫債券（三十年）（第二回）	二・四％	平成四十二年二月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第三回）	二・三％	平成四十二年五月二十日	八億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	二百八十億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	百三十億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	六十六億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	五百五十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	九十七億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	七億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	七億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	五十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	六十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	百八十九億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	五十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	三百七十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	十三億円

○財務省告示第三百三十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年九月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月十日

財務大臣　城島　正光

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百九十三回、第二百九十四回及び第二百九十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十一回及び第九十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十九億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千二百五十三億二千百九十八万六千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年九月二十七日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100 - 表面利率 \times 残存年数 \times \left(\frac{募入利回り格差 - 第十七号に規定する利回り}{100} + 1\right)$$